



# 金融リテラシーを身に付けよう



わたしたちが生活をしていくうえで、お金は切っても切れない関係にあります。最近の金融経済環境の大きな変化に伴って、様々な金融商品が登場し、多種多様なサービスが提供されるようになってきました。

こうした中、わたしたちがより豊かな暮らしを手にするためには、自らが責任を持って、主体的に確かな判断や選択を行うことが必要となってきます。このような生活設計や金融商品・サービスの選択を行うために、適切な判断や意思決定をする知識や判断力のことを「金融リテラシー」と言います。これをしっかりと身に付けておくことがとても大切になってきています。

島根県金融広報委員会では、金融リテラシーの向上を図るために、地方公共団体や金融機関、民間団体等との円滑な連携を図りつつ、中立公正な立場から、暮らしに身近な金融経済情報の提供と金銭・金融教育の支援活動を行っています。

当委員会では、金融・経済や年金、保険、生活設計、消費者問題などの分野で豊富な専門知識と経験を有する金融広報アドバイザーを、県内各地で開催する学習会やセミナーなどの講師として無料で派遣しています。

お問い合わせは

島根県金融広報委員会事務局（日本銀行松江支店内）  
URL： <http://www3.boj.or.jp/matsue/kinkoui/kinkoui.html>  
電話番号：0852-32-1509

## 市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	川本町町民生活課	0855-72-0632
浜田市消費生活相談窓口	0855-23-3160	美郷町住民課	0855-75-1213
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	邑南町町民課	0855-95-1114
益田市消費生活センター	0856-22-2556	津和野町税務住民課	0856-74-0059
大田市人権推進課	0854-83-8039	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
安来市市民相談室	0854-23-3068	海士町総務課	08514-2-0112
江津市総務課行政係	0855-52-2501(内線1312)	西ノ島町総務課	08514-6-0101
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	知夫村総務課	08514-8-2211
奥出雲町町民課	0854-54-2510	隠岐の島町企画財政課	08512-2-8566
飯南町住民課	0854-72-0311		

この広報の内容に関するお問い合わせは

島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室  
TEL 0852-22-5103 [http://www.pref.shimane.lg.jp/shohi\\_kurashi/](http://www.pref.shimane.lg.jp/shohi_kurashi/)

発行：島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室 〒690-0887 島根県松江市殿町8-3  
本誌記事の無断転載はご遠慮ください。事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にご照会ください。

島根県

平成27年3月

# くらしの情報 VOL.06

島根県環境生活総務課  
消費とくらしの安全室

# 還付金等詐欺が発生中!



市役所です。  
通知を送りましたが届きましたか？  
医療費の過払いがあります。  
ATMで手続きができます。  
携帯電話を持ってATMへ行ってください。

これが詐欺の手口です!!

島根県警察  
マスコット  
キャラクター  
みこびーくん

市役所や年金事務所などの公的機関が、還付金や過払い金を返す手続きを電話やATMで行うことは絶対にありません!

少しでも不安を感じたらすぐに相談！ 電話相談窓口はこちらです

島根県消費者センター 0852-32-5916

島根県消費者センター  
石見地区相談室 0856-23-3657

警察相談専用電話 #9110 または 0852-31-9110

# クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは訪問販売や電話勧誘販売などで、消費者が契約してしまった後、冷静に考え直す時間を与え、一定期間であれば、無条件で契約を解除できる制度です。

## クーリング・オフの方法

### ①クーリング・オフできる取引・期間は決まっています！（消印有効）

取引内容	期間	適用対象
訪問販売 (アポイントメント商法・キャッチセールスなどを含む)	8日間	原則すべての商品、役務、指定権利（リゾート・ゴルフ・スポーツ会員権、映画、劇場等チケット、英会話サロン利用券）
電話勧誘販売	8日間	
特定継続役務提供	8日間	エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間	すべての商品とサービス
業務提携誘引販売取引(内職・モニター商法)	20日間	すべての商品とサービス
訪問購入	8日間	すべての物品（自動車、大型家電製品、書籍、DVD、CD、ゲームソフトなどは対象になりません）

※期間は契約書を受け取った日を含む。

### ②クーリング・オフは必ず書面で！

クーリング・オフは書面で行います。簡易書留か特定記録郵便で郵送します。クレジット契約をしている場合は、クレジット会社と販売会社へ同時に書面を送りましょう。書面（はがきの場合は表と裏）のコピーをとって保管します。

### ③支払ったお金は全額返金されます。

商品の引き取り費用は業者負担です。

### ④無事終わったら関係書類は5年間保管を

訪問販売の場合							電話勧誘の場合						
契約日							電話勧誘があった日						
契約書面を受け取った日													
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5			1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13	7	7	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
28	29	30					28	29	30				

8日以内

8日以内

クーリング・オフ  
できなくてもあきらめないで！

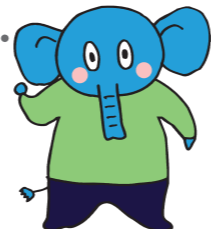
断っているのに業者が帰ってくれず、仕方なく契約した場合や、商品についての嘘の説明があった場合は、契約の取り消しができます。消費者センターに相談してください。

クーリング・オフ妨害が  
あったとき

「クーリング・オフはできない」と言われた、脅されて手続きができなかった、という場合は8日間を過ぎてもクーリング・オフが可能です。

**注意!**  
クーリング・オフが  
できない場合

- 〈例〉
- 総額が3千円未満のもので現金により代金支払済みの場合
  - 消耗品（化粧品・健康食品など）を使ってしまった場合
  - 自動車及び自動車リース
  - 葬儀など、すみやかな役務の提供が求められるもの
  - インターネットなど、通信に関する契約



## クーリング・オフのはがきの書き方（例）

郵便はがき

52 NIPPON

〒□□□□□□

株式会社××××××××××

代表者 ○○○○様

〇〇県〇〇市〇〇町

〇〇〇〇

簡易書留 または 特定記録

契約の解除通知

契約年月日 平成〇年〇月〇日

契約書面受領日 平成〇年〇月〇日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○

販売会社名 ××××××株式会社

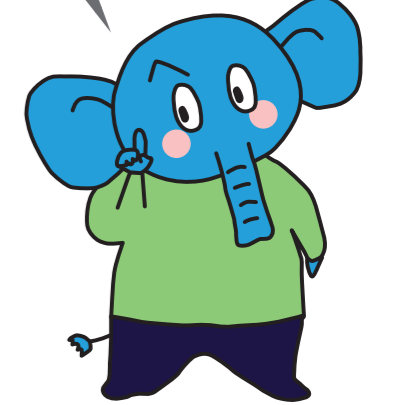
右契約を解除します。

平成〇年〇月〇日

住所 △△△△△△△△

氏名 ○○○○

**注意!!**  
クレジット支払いの場合は  
クレジット会社あてに  
もう1通出します。



島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
だまされないゾウくん

## 消費者問題 出前講座受付中!

最近のトラブル事例を中心に、消費者問題を、わかりやすく解説！あなたの近くにお伺いします！

- 講師の旅費や謝金は原則不要。  
(会場手配料は申込者負担。  
寸劇等で複数名をご希望の場合は原則として旅費等をご負担いただきます。)
- 県内在住のおおむね10名以上のグループでお申し込みください。



お申込み、お問合せはこちらまで ▶ 島根県消費者センター TEL 0852-22-5103

## オンライン情報のご案内

島根県消費者センターでは、インターネットを通じてさまざまな情報提供を行っています。インターネットを利用可能な方は是非ご活用ください。

- 島根県消費者センター公式サイト  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/cic/>
- 島根県消費者センターfacebookページ  
<https://www.facebook.com/Shimane.CIC>
- だまされないゾウくん  
Twitter [https://twitter.com/Shimane\\_CIC](https://twitter.com/Shimane_CIC)

島根県消費者センター  
だまされないゾウくん

検索